

保険料（税）水準の統一について

- 現在、本県の市町村国保では、各市町村が、それぞれ保険料（税）率を設定している。
- 県では、「被保険者間の公平性確保」の観点から、県内での保険料（税）水準の完全統一を目指し、さらに、今年度中の目標年度設定を目指す。

1. 保険料（税）水準統一の定義

◇納付金ベースの統一

- ・各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない。
→ 医療費指数反映係数 α をゼロにする。

◇完全統一

- ・同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする。
→ 県が算定する統一された標準保険料率で、各市町村が賦課を行う。

2. これまでの動き

(1) 国民健康保険の都道府県単位化

- ・国民健康保険は、以前は市町村単位で運営していたが、特に小規模な保険者は、高額な医療費が発生した場合に財源が不足するリスクがあり、また、保険料の変動も大きく、財政運営が不安定となっていた。
- ・このため、持続可能で安定的な運営を図る観点から、平成 30 年度に都道府県単位での運営となり、県が財政運営の責任主体となった。
- ・単位化により、保険料の変動は一定程度抑制されたものの、依然として、高額医療費発生による保険料への影響が大きいという課題がある。

(2) 「ロードマップ」の策定

- ・国では、都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図るため、都道府県内での保険料水準の統一を推進している。
- ・国の方針を踏まえ、県では、保険料水準の統一に向けた取組として、市町村と協議の上、令和 4 年度に、統一に係る取組内容や時期を具体的に記載した「保険料（税）水準の統一化に向けたロードマップ」を策定した。
- ・「ロードマップ」では、第 1 段階として令和 8 年度からの「納付金ベースの統一」を推進することとしている。これは、事業費納付金の算定において医療費水準の反映を行わないこととするものである。
- ・第 2 段階として、令和 12 年度からの「『宮城県版』保険料（税）水準の統一」を目指すこととした。これは、全市町村と合意できた事項のみ統一を実施するもので、完全統一を目指すものではない。

3. 今年度の動き

(1) 保険料水準統一加速化プランの提示（厚生労働省）

- ・今年度に入り、国では統一の動きを加速化させており、6月に提示された「保険料水準統一加速化プラン」では、都道府県に対し、令和15年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和18年度までの移行を目標とするよう示した。
- ・あわせて、令和8年度までに目標年度を意思決定するよう求めている。

(2) 市町村への意向確認

- ・県では、被保険者間の公平性確保の観点から、完全統一の検討は必要なものと認識している。今回の国の方針を踏まえ、県内全市町を訪問し意向確認を行い、完全統一推進の是非と、目標年度、あわせて、統一に係る懸念事項等を聴取した。
- ・今後、市町村から頂いた意見を踏まえ、さらに会議の場で、市町村との検討、協議を進め、可能であれば今年度中に、完全統一の目標年度を決定したい。
- ・目標年度を決定した場合は、本協議会に諮った上で、「国民健康保険運営方針」を改定する。あわせて「ロードマップ」を改定する。